

所沢市我が家の耐震改修補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、埼玉県建築物耐震改修促進計画及び所沢市建築物耐震改修促進計画に基づき、市内において既存建築物の耐震改修に要する費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、市民が安全で安心した生活のできる災害に強い住環境を整備することを目的とする。

2 前項の補助金の交付に関しては、所沢市補助金等交付規則（昭和55年規則第20号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助の対象となる建築物)

第2条 補助の対象となる建築物は、昭和56年5月31日以前に工事に着手した市内の既存建築物で、次に掲げるものとする。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に違反していることが明らかな建築物又は国、地方公共団体及びこれに準ずる機関の建築物を除く。

- (1) 建築物の用途が住宅であるもの
- (2) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第14条第1号に規定するもののうち同条に規定する特定既存耐震不適格建築物に該当するもの（共同住宅等に該当するものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）

(補助の対象となる耐震改修)

第3条 補助の対象となる耐震改修は、一般財団法人日本建築防災協会による耐震診断基準又はこれと同等の耐震診断方法により、建築物の地震に対する安全性を評価したものであって、次に掲げるものとする。

- (1) 木造の住宅 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満の住宅について、当該改修により上部構造評点が1.0以上となるもの
- (2) 木造の特定既存耐震不適格建築物 耐震診断の結果、構造耐震指標 I_wが1.0未満の特定既存耐震不適格建築物について、当該改修により構造耐震指標 I_wが1.0以上となるものであって、安全性を評価した結果について別表に掲げる第三者機関による審査を受けて適正と認められたもの
- (3) 木造以外の住宅及び特定既存耐震不適格建築物 耐震診断の結果、構造耐震指標 I_sが0.6未満の住宅及び特定既存耐震不適格建築物について、当該改修により構造耐震指標 I_sが0.6以上となるものであって、安全性を評価した結果について別表に掲げる第三者機関による審査を受けて適正と認められたもの

2 前項の耐震改修は、次に掲げる者が行うものとする。

- (1) 耐震改修の設計（安全性の評価を含む。以下同じ。）又は工事監理を行う者 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により登録を受けている建築

士事務所（木造の住宅にあっては、原則として、市内に営業所を有する事務所）に所属している同法第2条第1項に規定する建築士（同法第3条から第3条の3までに掲げる建築物の区分に応じた者をいう。）

(2) 耐震改修工事を行う者 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項の規定による建設業者（耐震改修の工事が建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第1条の2第1項に該当する工事の場合は、この限りでない。）で、原則として、市内に営業所を有するもの

(補助の対象者)

第4条 一戸建ての住宅又は兼用住宅（住宅以外の用途に供する部分の床面積が、延べ面積の2分の1未満のものに限る。以下同じ。）の耐震改修について補助金の交付を受けることができる者は、当該建築物を所有している者又は当該建築物に居住している者とする。

2 長屋若しくは共同住宅又は特定既存耐震不適格建築物の耐震改修について補助金の交付を受けることができる者は、当該建築物を所有している者とする。

(補助額等)

第5条 耐震改修に対する補助額は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、補助額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 耐震改修に要する費用

ア 一戸建ての住宅又は兼用住宅 1棟につき耐震改修に要した費用（住宅・建築物安全ストック形成事業に係る基礎額（社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日国官会第2317号）附属第III編イ—16—(12)—①に定める基礎額）を限度とする。以下この号において同じ。）の23パーセントに相当する額。ただし、30万円を限度とする。

イ 長屋又は共同住宅（マンションを除く。） 1棟につき耐震改修に要した費用の23パーセントに相当する額又は住宅の戸数に20万円を乗じた額のうちいずれか低い額。ただし、300万円を限度とする。

ウ マンション（共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000平方メートル以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のものをいう。） 1棟につき耐震改修に要した費用の33パーセントに相当する額又は住宅の戸数に20万円を乗じた額のうちいずれか低い額。ただし、430万円を限度とする。

エ 特定既存耐震不適格建築物 1棟につき耐震改修に要した費用の23パーセントに相当する額。ただし、200万円を限度とする。

(2) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2に規定する所得税の特

別控除の額

- 2 補助金の交付に当たっては、あらかじめ補助額から前項第2号の額を差し引いて、同項第1号の額を交付するものとする。
- 3 補助金の交付は、補助の対象となる建築物1棟につき原則として1回とする。
(補助の申請手続)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、所沢市我が家の耐震改修補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、耐震改修の実施前に市長に提出しなければならない。ただし、所沢市我が家家の耐震診断補助金交付要綱（平成19年4月1日施行）第11条第1項に規定する所沢市我が家家の耐震診断補助金交付決定通知書の写しを添えたときは、第1号から第4号までの書類の提出を省略することができる。

- (1) 補助の対象となる建築物の建築時期を明確にできる書類
- (2) 補助の対象となる建築物の所有者であることが確認できる書類（所有者が法人の場合は登記事項証明書）。ただし、一戸建ての住宅又は兼用住宅の場合にあっては、補助の対象となる建築物に居住していることが確認できる書類をこれに代えることができる。
- (3) 付近見取図
- (4) 耐震診断報告書（配置図、現地調査写真及び現況図面を含む。）
- (5) 第3条第1項の規定による耐震改修に係る報告書
- (6) 耐震改修の工事費内訳書の写し（耐震補強に係る部分に限る。）
- (7) 前号の内容に対応する工事範囲及び工事方法を示した図面
- (8) 耐震改修の設計又は工事監理を行う者に係る建築士法第5条及び同法第23条の3に規定する登録がなされていることが確認できる書類
- (9) 耐震改修の工事を行う建設業者の建設業許可書の写し
- (10) 共同住宅（区分所有の場合に限る。）の場合にあっては、耐震改修に係るマンション管理組合の総会の議決書の写しその他の耐震改修の実施の決議がなされていることが確認できる書類
- (11) 木造の住宅又は区分所有の共同住宅以外の建築物で申請者以外に所有者がいる場合においては、耐震改修工事の実施について当該所有者の合意があることを証する書類
- (12) 3者以上による入札又は見積書の徴収を行った結果が分かる書類（一戸建ての住宅又は兼用住宅の工事に係るものを除く。）
- (13) 代理者によって申請をする場合にあっては、委任状
- (14) その他市長が必要と認める書類

- 2 申請者は、補助金の交付申請を取り下げるときは、速やかに所沢市我が家の耐震改修補助金交付申請取下届（様式第1—2号）を市長に提出しなければならない。
(補助金の交付適合通知等)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、この要綱に適合していると認めたときは、所沢市我が家の耐震改修補助金交付適合通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による審査により、この要綱に適合していないと認めたときは、所沢市我が家の耐震改修補助金交付不適合通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。
- 3 申請者は、第1項の規定による通知を受けた後に、耐震改修に係る契約の締結をするものとする。
(申請内容の変更等)

第8条 前条第1項の規定により適合通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、申請内容等に変更があったときは、所沢市我が家の耐震改修補助金交付申請変更申請書（様式第4号）に変更内容が確認できる書類を添付して、速やかに市長に提出しなければならない。

- 2 前条の規定は、前項の場合に準用する。
- 3 補助対象者は、補助金の交付申請を取り下げるときは、速やかに所沢市我が家の耐震改修補助金交付申請取下届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。
(特定工程の調査)

第9条 補助対象者は、耐震改修工事について次に定める工程に達したときは、速やかに市長に報告しなければならない。

- (1) 木造の住宅の耐震改修工事の場合は、次のア又はイに掲げる耐震改修部分について、それぞれア又はイに定める工程に達したとき。
- ア 基礎 配筋
イ 壁 筋交い等を入れた軸組みの設置
- (2) 前号に掲げる建築物以外の建築物の耐震改修工事の場合は、市長が指定する工程に達したとき。
- 2 市長は、前項の報告があったときは、耐震改修工事が適正に行われているかどうか、速やかに調査を行い、当該耐震改修工事が適正に行われていないと認める場合には、当該耐震改修工事が適正に行われるよう補助対象者に指導する。この場合において、補助対象者が指導に従わないときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。
(耐震改修の実績報告)

第10条 補助対象者は、耐震改修が完了したときは、所沢市我が家の耐震改修補助金実

績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付して、速やかに市長に報告しなければならない。

- (1) 耐震改修の工事施工箇所の写真（施工前、施工中及び施工後に写した写真をいう。）及びその位置を示した平面図
- (2) 耐震改修の工事費用内訳書
- (3) 耐震改修の工事に要した費用の領収書の写し（補助対象者宛てのものに限る。）
- (4) 耐震改修に係る契約書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の報告は、補助金の交付適合通知のあった日の属する年度の1月31日までに行わなければならない。

3 補助対象者は、第1項の報告前に、耐震改修設計を行った者又は市長が認める者に検査を行わせなければならない。

（補助金の交付決定通知等）

第11条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適正に耐震改修が行われたと認めたときは補助金の額を決定し、所沢市我が家の耐震改修補助金交付決定通知書（様式第7号）により補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査により、補助金の交付が適当でないと認めたときは、所沢市我が家の耐震改修補助金不交付決定通知書（様式第8号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の交付請求及び交付）

第12条 前条第1項の規定による通知を受けた補助対象者（以下「補助決定者」という。）は、所沢市我が家の耐震改修補助金交付請求書（様式第9号）により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、その内容を審査し、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第13条 市長は、補助決定者が虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付決定を取り消し、交付した補助金を返還させるものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (平成24年3月30日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月21日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年11月25日)

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年11月25日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に改正前の所沢市我が家の耐震改修補助金交付要綱の規定により補助金の申請をしている特定建築物は、改正後の所沢市我が家の耐震改修補助金交付要綱の規定により補助金の申請をしている特定既存耐震不適格建築物とみなす。

附 則 (平成28年3月30日)

この要綱は、平成28年3月31日から施行する。

附 則 (平成29年1月4日)

この要綱は、平成29年1月4日から施行する。

附 則 (平成31年3月31日要綱)

この要綱は、平成31年3月31日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日要綱)

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

附 則 (令和6年3月31日要綱)

この要綱は、令和6年3月31日から施行する。